

足立区環境基金助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、足立区環境基金条例（平成16年足立区条例第9号。以下「条例」という。）に基づき、区が高環境を実現する先導的活動の支援のために行う助成金の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 この要綱に基づく助成金の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ファーストステップ助成
- (2) 一般助成

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象者は、条例第2条に規定する区民、非営利団体及び事業者で、高環境を実現するための先導的な活動を行うものとする。

2 条例第2条第1号に規定する区内への転入が予定されている者とは、申請を行う年度内に不動産売買契約書又は不動産賃貸契約書等の写しを提出することができ、今後区内へ転入することが確実であると認められる者をいう。

3 条例第2条第2号に規定する社会貢献活動を行おうとするものとは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該団体の所在地が区内であることが確認できる書類を、申請を行う年度内に提出できるもの。
- (2) 申請を行う年度内に高環境を実現する先導的活動を区内で行うことが確実であると認められるもの。

4 条例第2条第3号に規定する事業を行おうとするものとは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該事業者の所在地が区内であることが確認できる書類を、申請を行う年度内に提出できるもの。
- (2) 申請を行う年度内に高環境を実現する先導的活動を区内で行うことが確実であると認められるもの。

(助成対象活動)

第3条 助成金の交付の対象となる活動（以下「助成活動」という。）は、次に掲げる高環境を実現するための活動とする。

- (1) 高環境の実現に貢献する先導的な技術開発や研究
- (2) 環境負荷の低減に関する技術開発や活動で、地球環境の保全に貢献し、顕著な効果が期待できるもの。
- (3) 地域や社会への貢献、環境に対する意識の醸成や行動の促進など、区民や地域への波及効果が期待できる高環境を実現する公益的な活動

2 区は、特定の課題を設定し、助成対象活動を募集することができる。

(助成対象期間)

第3条の2 助成対象期間は、助成金の種類に応じ、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ファーストステップ助成 第6条の交付決定を受けた日から、その日の属する年度

の末日まで

- (2) 一般助成 第6条の交付決定を受けた日から、同日の属する年度の次々年度の末日まで

(助成対象経費及び助成額)

第4条 助成金の交付の対象となる経費は、助成活動を行うために直接必要な経費であって、別表の項目に該当するものとする。

- 2 助成金の額は、助成金の種類に応じ、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) ファーストステップ助成 前項に掲げる経費の額。ただし、予算の範囲内において、20万円を限度とする。

(2) 一般助成 予算の範囲内において、1,000万円を限度とし、当該経費総額に2分の1を乗じて得た額（千円未満は切捨て）とする。ただし、次に掲げる場合であって、別に定める足立区環境基金審査会（以下「審査会」という。）が特に優秀であると認めたときは、当該経費総額に10分の10の範囲で審査会が定める率（複数年度にわたる助成活動については当該助成活動が認定された年度に限る。）を乗じて得た額（千円未満は切捨て）とすることができます。

ア 助成対象者が大学である場合

イ 経費総額が100万円以下の場合

ウ 第3条第2項の募集に応じて助成対象活動を実施した場合

- 3 前項の規定は、複数年度にわたる助成活動については、一年度あたりの助成金額ごとに適用するものとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成金の種類に応じ、次の各号に掲げる申請書に必要書類を添え、区長に提出しなければならない。

(1) ファーストステップ助成 第1号様式の1

(2) 一般助成のうち、活動を開始する年度の経費総額が100万円を超えないもの 第1号様式の2

(3) 一般助成のうち、活動を開始する年度の当該年度の経費総額が100万円を超えるもの 第1号様式の3

- 2 第13条第2項の規定による概算払による助成金の支払を受けようとする者は、前項に規定する書類に併せて足立区環境基金助成金概算払申請書（第1号様式の4）を区長に提出しなければならない。なお、複数年度にわたる助成活動については、一年度ごとに提出するものとする。

(交付決定)

第6条 区長は、前条第1項の規定による申請書を受理したときは、審査会でその内容を審査の上、助成金の交付、若しくは複数年度にわたる助成活動における翌年度以降の助成額の内定（以下「内定」という。）又は不交付を決定し、足立区環境基金助成金交付決定・内定通知書（第2号様式）又は足立区環境基金助成金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

- 2 複数年度にわたって実施する助成活動については、当該活動が完了するまでの全体期にわたる内容を審査し、助成金の交付若しくは内定及び助成期間又は不交付を決定することができる。なお、複数年度にわたる助成活動について内定した場合、翌年度以降の内定額については、予算措置された後に改めて交付を決定し、前項による通知をするものとする。
- 3 区長は、第1項の場合において、助成金の適正な交付を行うため必要があると認めたときは、当該申請に係る事項に修正を加え、又は条件を付して助成金の交付の決定若しくは内定をすることができる。

(交付申請の取下げ)

第7条 助成金の交付が決定又は内定した後、前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「助成決定者」という。）が、助成金交付の申請を取り下げようとするときは、足立区環境基金助成金交付申請取下げ書（第4号様式）を区長に提出するものとする。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定又は内定はなかったものとみなす。

(助成活動の変更の承認)

第8条 助成決定者は、助成活動の内容を変更しようとするときは、あらかじめ足立区環境基金助成活動変更承認申請書（第5号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 区長は、前項の承認をする場合において必要と認めるときは、助成金の交付決定若しくは内定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- 3 区長は、第1項の規定による変更を承認するときは、足立区環境基金助成活動変更承認書（第6号様式）により助成決定者に通知するものとする。

(助成活動の中止又は廃止の承認)

第9条 助成決定者は、助成活動を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ足立区環境基金助成活動中止・廃止承認申請書（第7号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による中止又は廃止の承認をするときは、足立区環境基金助成活動中止・廃止承認書（第8号様式）により助成決定者に通知するものとする。

(助成活動遅延の報告)

第10条 助成決定者は、助成活動が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又はその遂行が困難になった場合には、速やかに区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 助成決定者は、助成活動を完了したときはその日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、翌年度にわたる助成活動については当該年度の3月31日までに、必要書類を添え、足立区環境基金助成活動実績（状況）報告書（第9号様式）を区長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第12条 区長は、前条の規定による実績報告書又は状況報告書を受理したときは、これを

審査し、その報告に係る助成活動の実施成果が助成金の交付決定の内容（第8条の規定に基づく承認を受けたときは、その内容を含む。以下同じ。）及びこれに付した条件に適合すると認めるとときは、交付すべき助成金の額を確定し、足立区環境基金助成金確定通知書（第10号様式）により、助成決定者に通知するものとする。

（助成金の支払）

第13条 区長は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に、助成決定者に対し、助成金を支払うものとする。

2 区長は、前項の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、交付決定額の全部又は一部について、概算払により支払うことができる。

3 助成決定者は、助成金の支払を請求する場合には、足立区環境基金助成金交付請求書（第11号様式）を区長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第14条 区長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 第2条第1項に定める助成金の交付の対象者でなくなったとき。
- (2) 助成金の交付の申請について、不正の事実があったとき。
- (3) 助成決定者が助成金を助成活動以外の用途に使用したとき。
- (4) 助成活動の遂行が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反していると認められるとき。
- (5) 助成決定者が第16条に規定する調査等を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (6) その他この要綱に定めるところに違反したと認められるとき。

2 区長は、前項の規定による取消しをした場合には、足立区環境基金助成金交付決定取消通知書（第12号様式）により、助成決定者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第15条 区長は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、既に交付された助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 区長は、第12条の規定に基づき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（調査等）

第16条 区長は、助成金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、助成決定者に対し報告をさせ、又は職員にその事務所等に立入り、帳簿書類等を調査させ、若しくは関係者に対し質問させることができる。

2 区長は、前項の規定による調査等により、当該助成活動が助成金の交付の決定又はこれに付した条件に適合していないと認めるときは、助成決定者に対し、これに適合させるための措置をとるべきことを指示することができる。

3 助成決定者は、前項の指示を受けたときは、これを誠実に遵守しなければならない。

(助成金の額の確定後の報告、書類の保存)

第17条 助成決定者は、第12条の規定による助成金の額の確定の通知を受けた時から3年間は、毎年12月末までに助成活動のその後の状況を足立区環境基金助成活動成果報告書（第13号様式）により区長に報告し、当該助成活動に係る帳簿書類等を保存しておかなければならない。

(財産の管理)

第18条 助成決定者は、助成活動により取得し、又は効用の増した財産については、助成活動の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(委任)

第19条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（22足環計発第29号 区長決定）

この要綱は、平成22年4月22日から施行する。

付 則（22足環計発第806号 区長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、同年7月1日から適用する。

付 則（22足環計発第1982号 区長決定）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（24足環政発第2671号 平成25年3月29日区長決定）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（26足環政発第3536号 平成27年1月16日区長決定）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（27足環政発第3292号 平成28年3月25日区長決定）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（30足環政発第2525号 平成30年12月6日区長決定）

1 この要綱は、平成30年1月4日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の足立区環境基金助成要綱第6条第1項の規定による助成金の交付決定を受けている者は、改正後の第6条第1項による助成金の交付決定を受けたものとみなす。

付 則（3足環政発第3346号 令和3年12月1日区長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

別表 助成金の交付の対象となる経費の項目（第4条関係）

1 謝金・賃金（役員・常勤職員の賃金を除く）

2 旅費
3 物品・資材購入費
4 建築物工事費
5 貸借料・役務費
6 事務管理費（通信運搬費、事務用品費等）
7 その他区長が必要と認める経費